

## 案件概要書

2012年4月27日

## 国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

## 1. 案件名（国名）

国名： ミャンマー連邦共和国

案件名： 全国航空保安設備整備計画 (The Project for Nationwide Airport Safety and Security Improvement)

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における航空分野の開発実績（現状）と課題

ミャンマーには、現在 69 の民間航空用の空港があり、うち 32 空港が運用されている。国内の航空需要は年々増加しており、広大な国土を持つミャンマーにおいて今後さらに航空分野の重要性は高まることが確実である。また国際線についてもヤンゴン国際空港を中心に、旅客数、貨物量が急激に増加している。ヤンゴン国際空港における国際旅客数は 2005 年には約 72 万人であったが、2009 年には約 150 万人と 2 倍に増加しており、貨物取扱量は約 9,900t が 20,000 t にまで増加している。この中で、ミャンマーは自国予算にて、国際基準である国際民間航空機関 (ICAO) の基準に基づく施設、設備の整備を進めているものの、航空機の安全運航に必要な航空保安施設やテロ等を防ぐための空港セキュリティ機材の整備は大きく遅れている。

ミャンマー政府は、1980 年代に我が国の支援を受けてヤンゴン国際空港を一部整備し、2007 年には自国予算で同空港の新国際旅客ターミナルビルの建設、2008 年に滑走路の延長を実施した。また、1990 年代には同国第二の国際空港として新マンダレー空港の整備も実施している。最近では、首都ネピドーの空港を国際空港として整備し、2011 年に運用を開始している。

他方、同国の地方空港の多くは未だ十分な無線施設を持たないため、低精度の計器飛行や目視による有視界飛行による運航が行われ、天候の急変等の事態に対応することができない。また、空港におけるセキュリティ検査は、国際空港においても爆発物に対する検査体制が十分でない他、地方空港においては検査機材が設置されないか、設置されても旧式で検知能力が低い。航空需要が急増する中、同国政府は、航空保安施設及び空港セキュリティの強化を喫緊の課題とし、この改善に取り組んでいる。

本事業は、かかる状況を受け、同国の主要空港を対象に ICAO の安全基準を満たすための基本的な機材整備を行うことで、同国の航空輸送の安全性の向上に寄与し、航空輸送の信頼性の強化を通じて航空需要の増加に対応するものである。

## (2) 当該国における航空分野の開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ミャンマー政府は、航空分野の開発は同国の社会経済発展において重要であるとしており、国際基準を満たすことを重点と位置づけると共に、航空分野における安全、保安の確保及び十分なサービスの提供を戦略として掲げており、本事業はその政策に合致するものである。

## (3) 航空分野に対する我が国の援助方針

4 月 21 日に制定された対ミャンマー経済協力方針においては、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を実施するとの方針が示されている。本事業は、航空輸送の利用者への裨益だけでなく、観光産業の振興による雇用促進などの効果も期待されることから、同国の持続的発展に寄与するものであり、同方針と合致している。

## (4) 他の援助機関の対応

マンダレー国際空港建設がタイ輸出入銀行の支援 (1996-2000) により実施された他は、他の援助機関による支援は行われていない。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

ミャンマーの主要空港に、ICAO の安全基準を満たすための航空保安設備の整備を通じて、航空分野における安全性の向上を図る。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

ミャンマーの主要 7 空港（ヤンゴン、マンダレー、ネピドー、ニャンウー、ヘホー、タンダウェおよびダウエー空港）

#### (3) 事業概要

##### 1) 機材整備

- ・ ICAO の安全基準を満たすための航空保安機材（航空無線標識、航空照明機材、空港用消防車両、X 線検査装置、爆発物検査装置等の空港セキュリティ機材）

##### 2) コンサルティングサービス（詳細設計、調達監理を想定）

##### 3) ソフトコンポーネント（設備・機材の活用・管理等）は協力準備調査にて確認。

#### (4) 事業実施体制

事業実施機関：運輸省航空局（Ministry of Transportation、Department of Civil Aviation：DCA）

#### (5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮

###### ① カテゴリ分類：C

###### ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

##### 2) 貧困削減促進等：国際観光客の増加により、関連産業の雇用が促進される。

#### (6) 他スキーム、他ドナー等との連携：特になし

#### (7) その他特記事項：特になし

### 4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

#### (1) 類似案件の評価結果

過去の類似案件（ネパール国トリブバン国際空港近代化プログラムにおける航空管制設備改善計画等）の評価では運営維持管理に係る実施体制の構築の重要性及び調達プロセスにおいて計画に関わる日本企業のアフターサービス体制の確保の重要性が示唆されている。

#### (2) 本事業への教訓

上記の評価結果を踏まえ、本事業では、協力準備調査時にミャンマー側の維持管理体制及び機材の部品入手性などに十分留意する。また調達プロセスにおいて計画に関わる企業のアフターサービス体制を十分に確認する。

以 上

〔別添資料〕 地図

